

船員法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年10月1日

国土交通省海事局

国土交通省では、令和8年7月7日から令和8年8月5日まで、船員法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、6件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和8年7月7日（火）～令和8年8月5日（水）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：インターネット、電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見数 6件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局船員政策課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111（内線45-125、45-124）

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

- ※ とりまとめの都合上、お寄せいただきました御意見は、同趣旨の論点をまとめて分類の上回答しております。
- ※ 今回の改正と直接関係がない御意見については、一部掲載されていないものもございます。これらの御意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

御意見の概要	国土交通省の考え方
個人の出自を記載させるものであり、意義があるとは思えない。独裁国家からの難民など、自身の身を守る為に出自を伏せている者も多い。この改正案は個人のプライバシーを侵害するものであるため、取り消しを求める。	本改正に係る手続等においては従前から「国籍」の記載を求めており、今後も当該手続等に関わる者の特定等の観点から「国籍等」の記載が必要と考えております。
そもそも戸籍法改正が「外国人による土地取得などを明らかにする為」という、出鱈目な理由であり（取得者の国籍は、これまでも提出書類により把握できていた）、加えて、船員法への展開は、統計などに全く寄与しないものであり、やるべきではない。船員の国籍が解ったからといって、それで何か利益・不利益が生じれば、明らかに人種差別・民族差別になってしまう。	
スケジュールが極めてタイトであり、形式的な手続となっているのではないかと懸念がある。	本改正は、本改正に係る手続等の対象者に新たな義務を課し、又はその権利を制限するものではないため、スケジュールに問題はないと考えております。 また、附則において、従前の様式についても当分の間は取り繕って使用することができることとしており、問題は生じないものと考えております。
附則へ「旧様式の経過措置(読み替え規定)」を追加すべきではないか。改正対象の省令が23と非常に多く、変更される様式(申請書など)も膨大であり、8月の施行と同時にすべての窓口や民間事業者が新しい用紙に差し替えるのは困難であり、印刷済みの旧用紙が大量に無駄になるおそれがある。また、「公布」と「施行」のタイミングをずらし、準備期間を設けるべきではないか。	

「国籍等」の対象地域に関する実務マニュアルを整備するべきではないか。国土交通省のトップページ等に「国籍欄の表記変更(国籍等への改定)に関する特設ページ」を1つ作成し、全23省令の新しい様式(ExcelやWord、PDF)をそこで一括ダウンロードできるようにすべきではないか。	「国籍等」に該当する地域については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域をいい、具体的には、出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）第1条において、「台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区」と定められていることから、当該地域は明確であると考えております。
4. 「その他所要の改正」の内容が明らかではないのではないか。	4. 「その他所要の改正」の内容については、「国籍」を「国籍等」に改めることと同様の内容の改正及びそれに伴う軽微な改正のみであることから、「その他所要の改正」としてまとめたところです。